

青森県立保健大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県立保健大学学則第4条第2項の規定に基づき、青森県立保健大学附属図書館(以下「図書館」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を整備して学生、教職員等の利用に供し、その教育研究に資するとともに、保健医療・福祉等に関する生涯学習の振興及び地域の文化の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(1) 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び貸出等

(2) 教育及び研究に必要な学術情報の提供

(3) 図書館資料等の学内外の相互利用に関すること

(4) その他図書館資料の充実に関すること

(附属図書館長)

第4条 図書館に附属図書館長を置く。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館の運営に関する事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

(寄贈又は寄託)

第6条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項の寄託資料は、寄託者が特に条件を付したもののほか、所蔵資料に準じて取り扱うものとする。

3 寄贈資料又は寄託資料が、火災、盗難、その他やむを得ない事情により滅失し、又は毀損しても、図書館はその責に任じない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。